



# 埼玉県報

第 2 4 1 6 号  
平成 2 4 年 8 月 1 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県災害対策本部条例の一部を改正する条例のあらまし\(消防防災課\)](#)
- [埼玉県災害対策本部条例の一部を改正する条例\(消防防災課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [川越都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道南飯能線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県災害対策本部条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（消防防  
災課）

### 一 趣旨

災害対策基本法の一部改正に伴う規定の整備

### 二 内容

災害対策基本法の一部改正に伴い、同法の引用条項の繰下げが生じたことから、  
規定の整備を行うものである。

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十五号

埼玉県災害対策本部条例の一部を改正する条例

埼玉県災害対策本部条例（昭和三十七年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本バレエアカデミーバレエ団

三 代表者の氏名

西田 賀成

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市岩岡町二百八十一番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薰り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パニック障害及びその他疾患支援会

三 代表者の氏名

葛西 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千五百二十番地の百九十二 狭山ニュータウン六十六

三

五 定款に記載された目的

この法人はパニック障害を始め、数ある精神的疾患や社会的認知度の低い病気、自然災害などから受けた心的外傷などで苦しむ人たちの総合的なサポートを行い、正しく医療機関を受診し、早期に日常生活を行えるよう、精神面、実働面でもサポートしていく。

これら疾患の社会的認知が低いため、この法人は社会全体への啓蒙活動を総合的にを行い、これら疾患に苦しむ人たちへの理解、雇用の安定を訴えていく。また難病などの介護をしている家族などへの心のケアも行っていく。病の悩みを軽減し、数少ない同じ疾患症状者がweb上で懇親会などを行い、悩み相談、想いの共有などコミュニケーションをとり、寛解に向かうための勇気を持ってもらう。音楽や芸術など文化的な鑑賞、実演習などで、これら症状の根本であるストレス、及び精神的外傷を軽減し、生活安定の向上を図る。当法人の継続的な目標として

日本社会全体が、目に見えない精神的な病への理解と認知を図り、これら疾患に苦しむ人たちが安心して社会生活を送れるような環境を作っていくことを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

狭山市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画道路事業三・五・十五号 狭山市駅上諏訪線

#### 三 事業施行期間

平成二十四年八月十七日から平成三十年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県狭山市入間川四丁目及び鶴ノ木地内

##### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第四百七十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

川島町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成二十七年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



# 告 示

埼玉県告示第千五百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
60,543,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年5月25日

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

南飯能線	路線名
飯能市大字中藤下郷字笹子一〇一 番三地先から同市大字中藤下郷字 笹子一〇一番三地先まで	供用開始の区間
平成二十四年八月十七日	供用開始の期日
延長二七・四〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年六月六日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	一 二
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二條 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十四年八月 十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉眞鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八 四から 埼玉眞鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十 十二まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	九十メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	二十メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季



指定番号	一三
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年八月十日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八 五十四から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十六 六十六まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	九十メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	二十メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指定番号	六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年八月一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市大字新久字富士塚二百二十五ノ十二番地先、二百二十一ノ十番地先</p> <p>埼玉県入間市大字新久字富士塚二百三十七ノ七番地先、二百二十五ノ十番地先</p> <p>埼玉県入間市大字根岸字東狭山九十六ノ十六番地先、九十七ノ五番地先</p> <p>埼玉県入間市大字根岸字東狭山九十七ノ五番地先、九十六ノ十番地先</p> <p>埼玉県入間市大字中神字中狭山七百六十四ノ二十九番地先、七百六十四ノ二十九番地先</p> <p>埼玉県入間市大字狭山台字武蔵野百七ノ三番地先、百十九番地先</p> <p>埼玉県入間市大字狭山台字武蔵野百十八番地先、百三十八番地先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十四・六〇メートル</p> <p>百四十七・五〇メートル</p> <p>三十九・二〇メートル</p> <p>三十三・二〇メートル</p> <p>二十四・一〇メートル</p> <p>二十六・五〇メートル</p> <p>二十七・九〇メートル</p> <p>三十五・一〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指定番号	七号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年八月一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台二丁目七百六十一番丁七百六十三番十一</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百六十三番丁七百六十二番十四</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百八十二番十五丁七百八十一番十五</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百六十六番十一丁七百六十七番一</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百七十番丁七百六十九番一</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目千四百四十二番丁扇台二丁目七百七十番一</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百七十五番十六丁七百七十五番五</p> <p>埼玉県入間市扇台四丁目六百八十番二十二丁六百八十番四</p> <p>埼玉県入間市扇台四丁目六百八十番八丁六百八十番八</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百七十七番六十一丁七百七十七番五</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十五・五〇メートル</p> <p>二十二・八〇メートル</p> <p>二十八・三〇メートル</p> <p>四十二・八〇メートル</p> <p>五十七・八〇メートル</p> <p>百・〇〇メートル</p> <p>十四・七〇メートル</p> <p>二十三・五〇メートル</p> <p>六・八〇メートル</p> <p>十一・七〇メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>一・〇〇丁六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

	指定番号
	道路指定に係る種類
	指定の年月日
埼玉県入間市東町二丁目千七百七番三十三丁千七百七番二十七	指定に係る道路の位置
二十五・六〇メートル	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十二年六月十九日第十一号、平成十三年五月十日第六号、平成十九年十二月四日第十六号、平成十五年九月二十四日第十四号、平成十九年十二月四日第十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	十号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十三年七月 十一日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十五字水堀 二百三ノ四 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 二百三ノ五、二百 三ノ八 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 二百三ノ五、二百 三ノ八 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 二百四ノ四、二百 七ノ六 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 二百五ノ三、二百 七ノ六
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十二・五〇メートル 二十・二〇メートル 十一・五三メートル 二十一・五〇メートル 五・五〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・五〇、六・〇〇 メートル 六・〇〇メートル 五・九〇、六・二〇 メートル



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十一年三月九日第十号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	二十六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十四年三月二十六日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一ノ一〜八百五十一ノ二
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十三・七〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年五月十八日第二号、平成十一年六月三日第三号、平成十二年六月十九日第十一号、平成二十一年五月十一日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十四年八月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	四号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十四年四月 十六日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十七、三十二、三十六</p> <p>一 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十一、三十二</p> <p>十一 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百一、二百二</p> <p>一ノ二 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百一、二百二</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十四・〇〇メートル</p> <p>二十八・九〇メートル</p> <p>九十・九〇メートル</p> <p>四十四・〇六メートル</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p>

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年八月二十三日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十四年九月定例会提出予定案件について

ロ 平成二十五年度当初教職員人事異動方針について

ハ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第四十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年八月二十一日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
- イ その他